令和８年度 公益財団法人尾瀬保護財団事業計画

（令和８年４月１日から令和９年３月３１日まで）

１　実施方針

尾瀬の自然環境及び利用の現況並びに財団のこれまでの取組の経緯等を踏まえ、尾瀬の保護とその適正利用を推進する。

財団のミッションとして、「尾瀬での体験と感動を、自然を守る力に変える」を掲げ、以下に示す３つの柱のもと、重点目標の達成に向けて事業を実施する。

【３つの柱】

・「つたえる」･･･積極的な情報発信を通して、より多くの人が尾瀬との接点を持ち、尾瀬の自然環境の魅力や大切さを理解するきっかけを作る
・「うながす」･･･尾瀬での体験や学びを通して、尾瀬の価値や自然との正しい接し方への気づきをうながす
・「つ な ぐ」 ･･･尾瀬と尾瀬を想う人、尾瀬関係者同士をつなぐことで、尾瀬を未来につなぐ

【重点目標】

(1)　尾瀬の適正利用の推進
(2)　尾瀬の保全対策の推進（至仏山保全対策、外来植物対策）
(3)　尾瀬を活用した質の高い環境学習の推進
(4)　普及啓発の推進
(5)　事業推進体制の強化
(6)　人材育成の推進
(7)　財政基盤の強化

２　事業計画

（１）利用者啓発事業

【重点】

尾瀬の適正利用を進めるため、入山者に対し、尾瀬にふさわしい利用マナーの啓発を行うとともに、繊細で貴重な尾瀬の自然について理解を深めるための自然解説等を行う。

①　入山者啓発事業

ア　入山口啓発

尾瀬の環境美化や入山マナーの向上を図るため、主要入山口（鳩待峠・沼山峠・大清水等）において、尾瀬ボランティアの協力の下に、入山マナーの啓発、利用案内などを実施する。また、増加が見込まれる外国人訪問客へのマナー啓発に引き続き取り組む。

イ　尾瀬ボランティアの活動支援

主要入山口での啓発活動、お話ボランティア（定点解説）など、ボランティア

活動の充実強化を図るため、活動の調整を行うとともに、尾瀬ボランティアの資質向上を目的とした研修会等を開催する。

また、尾瀬ボランティアの自然解説技術の向上を図るとともに、ボランティア・入山者双方の満足度向上に繋げるための研修を実施する。令和８年度は、インタープリテーション研修修了者で自然解説活動実施の不安を感じている方を対象に、実技中心のフォローアップ研修となる「IP 自然解説体験会」を開催する。研修を通じて尾瀬自然解説ガイドへの導入とするとともに、自然解説技術の向上を図る。

ウ　ガイド利用の普及・促進

入山マナーの向上、質の高い自然体験、安全確保等を図るため、ガイド利用の普及・促進を図る。

(ｱ) 尾瀬ガイド協会との連携

ガイド利用による自然体験やエコツアーなどを通して、尾瀬の自然環境の保全と適正利用を図るため、尾瀬ガイド協会と連携する。

(ｲ) 尾瀬自然解説ガイド

ガイド利用の魅力、有用性等を利用者に啓発し、その普及を図るため、来訪者に対して、尾瀬自然解説ガイド（尾瀬ボランティアを母体とする）によるガイドの普及に向けた広報及び情報発信を行う。また「IP 自然解説体験会」を通じて新規ガイド育成を促進する。

②　自然解説事業

ア　自然解説事業

利用者が尾瀬の貴重な自然について認識を深め、適正利用を促進することを目的として、自然解説活動を実施する。

イ　環境学習推進事業

「環境学習の場」としての尾瀬の利用促進を図るため、山の鼻ビジターセンターでミニツアーを実施するほか、現地情報や学校の利用状況についてインターネットで情報発信を行う。

③　研修事業

ア　指導者の養成

職員の資質向上を図り、指導者として養成するため、各種研修会に派遣する。

イ　職員研修の実施

円滑な業務運営を図るため、職員を対象に、業務内容及び国立公園制度などの研修を実施し、職員のスキルアップと体制の強化を図る。

ウ　救急救命研修

山岳事故が増える中で、入山者の安全・安心を確保するため、現地に勤務する全職員を対象に応急手当、体外式除細動器（ＡＥＤ）操作訓練等の救急救命研修を実施する。

④　普及啓発事業

ア　機関誌の発行

四季折々の自然、財団の活動状況、その他尾瀬に関する幅広い情報を関係者や尾瀬ボランティア、友の会会員等に提供するため、機関誌「はるかな尾瀬」を引き続き刊行する。

イ　ＳＮＳを活用した情報発信の強化

(ｱ) Instagram を活用したキャンペーンの実施

若年層をはじめとした SNS 利用者からの認知度を向上させるため、Instagram において、尾瀬の優れた写真を募集するキャンペーンを実施する。

応募作品のうち優れた作品を財団 Instagram で広く紹介（再投稿）し、入選作品は普及啓発活動において尾瀬の魅力をアピールする素材として活用する。

(ｲ) ＳＮＳの効果的な活用

若年層及び外国の方々への尾瀬の認知度向上を目指す。

・開花情報や各種注意情報等、有益な情報を提供。

・ショート動画や現地のタイムリーな画像の投稿等により、投稿の質と中身の充実を図る。

ウ　啓発リーフレット等の作成・配布

尾瀬ハイキングガイド（日本語版）を活用して啓発を行う。

また、尾瀬ハイキングガイド外国語版（英語・繁体字・簡体字・韓国語）を外国人入山者に対する啓発に活用する。

入山口や利用日など利用分散化の推進を図るため、尾瀬地域の交通対策等のリーフレットを作成し、関係機関・団体及び入山者等に配布する。

エ　ホームページの管理運営等

尾瀬の保護と適正利用を推進するとともに、財団の活動を周知するため、ホームページを活用し、タイムリーな尾瀬情報や財団の活動等の情報を発信する。

オ　尾瀬の魅力発信

尾瀬の魅力発信や適正利用を促進するため、費用対効果を検討のうえ、各種イベント等に出展を行う。

カ　出張講演

行政機関、教育機関、旅行業者等が主催する講演会等への出張講演に積極的に対応し、尾瀬の貴重な自然や適正利用の推進などのレクチャーを通じて、尾瀬国立公園のすばらしさと大切さを広く一般の方々に広報していく。

（２）環境保全事業

各種環境保全事業を行う。

①　植生回復事業

福島県及び群馬県から業務を受託し、植生回復及び保全事業を実施する。

②　至仏山保全対策

至仏山保全対策会議を活用し、至仏山保全基本計画に基づいて植生保護や利用の適正管理などの、貴重な自然を保全していくための各種対策を検討し実施する。

③　尾瀬ニホンジカ対策事業

林野庁や群馬県等が実施している植生保護柵の設置・撤去作業について、尾瀬ボランティアや企業ボランティアの協力を仰ぎながら引き続き支援する。

④　外来植物対策事業

尾瀬での外来植物の増殖を防ぐため、これまでの取組状況を踏まえた上で対策を検討し、関係機関と連携して除去活動を行う。

効果が高いと判断される箇所は経過観察への切り替えや継続観察をする一方で、効果が低いと判断される箇所は作業人数を増やすなど実効性の高い対策に取り組む。

（３）施設管理事業

入山者の安全・快適な利用を図るため、環境省及び群馬県から管理運営業務を受託し、公園施設の維持管理を行う。

①　ビジターセンターの管理運営

尾瀬沼ビジターセンター（環境省）及び尾瀬山の鼻ビジターセンター（群馬県）の管理運営を行う。

両ビジターセンターの展示について、関係者の協力を仰ぎながら見直しを行い、来訪者の理解促進と施設の魅力向上に繋げる。自然観察会や夜のイベントを随時開催し、尾瀬の環境保護に対する理解を深めてもらう。

②　公衆トイレの維持管理

尾瀬沼地区、沼尻地区、山ノ鼻地区、竜宮地区の公衆トイレの維持管理を行う。

（４）調査研究事業

【重点】

尾瀬の適正な利用と保護の好循環を実現するため、各種の調査研究事業を行う。

①　適正利用推進事業

平成３０年度に尾瀬国立公園協議会で策定された「新・尾瀬ビジョン」を踏まえながら、財団においてもその実現に向けて主体的に取り組む。

令和３年度より受託している利用者意識調査アンケート及び「尾瀬国立公園利用アクションプラン」の進捗管理、改訂に関する業務を受託し、尾瀬の保護と利用の好循環に向けて関係者と検討する。

②　新たな利用者負担制度の調査・研究

群馬県から業務を受託し、群馬県が尾瀬国立公園での導入を提案している新たな利用者負担制度に関する検討及び実証実験等を支援する。

③　ツキノワグマ対策事業

ツキノワグマ対策については「尾瀬国立公園ツキノワグマ対策協議会」の運営を行うとともに、入山者に対する啓発等について関係者とともに取り組む。

（５）顕彰事業

尾瀬に関する研究者の確保及び尾瀬に関する研究の活性化を念頭にした、「尾瀬研究支援」の実施に向けて検討を行う。

（６）友の会等事業

財団活動に対する支援を幅広く求めるため、ボランティア会員や尾瀬入山者等への制度周知に努める。

（７）寄付金等の募集

財団事業の充実と財政基盤の強化を図るとともに、尾瀬に対する幅広い支援を求めるため、公益財団法人への寄附税制の優遇措置制度を活用し、企業・団体・個人に対し積極的に寄付を募る。

（８）関係者連携対策

ライトハイカーを新たな尾瀬ファンとして取り組むためのＰＲイベントを開催する。

開催時期：未定

開催場所：未定

（９）財団の運営

財団の運営に必要な評議員会及び理事会等を開催する。

①　評議員会の開催

事業報告、決算の承認、その他重要事項等について審議を行うため、定時評議員会を６月に開催するほか、必要に応じ、臨時評議員会を開催する。

②　理事会の開催

事業計画、予算など業務執行の決定、その他重要事項等について審議を行うため、定時理事会を６月と３月に開催するほか、必要に応じ、臨時理事会を開催する。

③　自主的・自律的ガバナンス強化のための取り組み

公益法人制度改革（令和７年４月１日「公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の一部を改正する法律」施行）に伴い、法人の経営判断で社会課題への機動的な取り組みを可能とするため、法人の財務に関する規律が柔軟化された。この柔軟化にあたっては、公益法人及び公益法人制度への信頼確保の観点から、法人におけるガバナンスを充実させる必要があり、自主的・自律的ガバナンス強化に引き続き務める。

（１０）その他

基本財産の運用

常時、金融機関との連携を図ることで金融市場の動向を注視し、適時適切な運用方法で利息を確保する。

公益事業はもとより財団全体の運営を安定させるため、利息額の「維持」から「増加」への転換を目指し、中長期的な目線での運用を行う。